高松市部活動ガイドライン 概要版

バランスのとれた生活、健全な成長のために
高松市で新しい部活動が始まります。

令和２年４月から運用開始

高松市教育委員会では、「高松市部活動ガイドライン検討委員会」を設置し、持続可能な中学校の部活動の在り方について協議・検討を進め、令和元年 12 月に「高松市部活動ガイドライン」を策定しました。

基本的なルールや方針

1 休養日について

- 1 週間に 2 日以上の休養日を設けます。
  （平日は少なくとも 1 日、土・日は少なくとも 1 日以上）

2 活動時間について

- 活動時間は、平日は 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とします。

3 休養期間について

- 生徒が十分な休養をとることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズン）を設けます。
- 原則として、学校閉庁日（8 月 13 日～8 月 15 日及び 12 月 29 日～1 月 3 日）は休養期間（オフシーズン）とします。

4 その他について

- 望ましい生活習慣と豊かな人間性の育成をめざします。
- 良好な人間関係を築き、よりよい集団づくりをめざします。
- 体罰等の根絶、適切な健康管理により事故防止を徹底します。

ＦＡＱ よくある質 問

Ｑ１　高松市部活動ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）の対象学校はどこですか。

Ａ１　本ガイドラインは、高松市立中学校の部活動の在り方を示すものです。なお、高松第一高等学校については、「香川県部活動ガイドライン（高等学校版）」を原則として適用します。

Ｑ２　休養日、活動時間について、現行のものと具体的にどのように違いますか。

Ａ２

	本ガイドライン	現　　行
休 養 日	週当たり２日以上 （平日１日、土・日１日以上）	原則として、ひと月に４日 （定期テストがある月は３日）
活動時間	平日　２時間程度 学校の休業日　３時間程度	平日　活動時間が最も長い月は２時間半程度 学校の休業日　４時間程度

Ｑ３　適切な休養日等の設定の根拠は何ですか。

Ａ３　基本的には、国・県のガイドラインにおける基準に準じて設定しています。

国のガイドラインには、１週間あたりの授業時数は 29 単位時間（24 時間 10 分）であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切でないと考えられることから、「1 週間あたり長くとも 11 時間程度となる」という活動時間の基準が示されています。

Ｑ４　休養日等の基準を設けることは、競技力の低下や活動したい生徒の希望を抑えることにならないでしょうか。

Ａ４　部顧問は、発達段階に応じた望ましい指導の在り方を正しく理解したうえで、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等、生徒の目標達成に向けて、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことが期待されます。

保護者においても、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが、スポーツ医・科学の見地の基づいても、子どものためにならないことを十分に理解することが必要です。

Ｑ５　本ガイドラインの考え方やきまりは、各学校の部活動に、どのようにして反映されますか。

Ａ５　各中学校では、本ガイドラインに則り、校長が「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、HP 等で公開します。令和２年４月からは、その活動方針に従って部活動が行われます。

Ｑ６　目標とする大会やコンクール等で力を発揮するために、技能等を強化する期間が必要である場合は、通常より長く活動時間を確保する期間を設けてもいいですか。

Ａ６　本ガイドラインの運用の工夫として、通常より長く活動時間を確保する期間を設けることは可能です。ただし、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、生徒や教員の負担が過度とならないように留意する必要があります。活動時間を延長するときは、生徒・保護者の同意とともに、校長の承認を得る手続きを経ることが必要です。

Ｑ７　休業日の大会等への参加や練習試合等も活動時間内で行わなければなりませんか。

Ａ７　ここで示す活動時間とは、生徒個々の活動の時間のことであり、大会参加や練習試合・合同練習等については、１日の活動時間を超えることも考えられますが、生徒や教員の過度な負担とならないよう配慮する必要があります。また、練習試合・合同練習等については、時間の延長が恒常的にならないように留意することが大切です。